いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例　解説

（目的）

第１条　この条例は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に当たって、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本理念に基づいた施策を推進することにより、手話言語及びコミュニケーション手段に対する市民及び事業者の理解及び関心を喚起し、もって全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は条例を制定する目的を定めています。

この条例は、全ての市民及び事業者に対する手話言語の普及と障がいのある方が自ら選択するコミュニケーション手段の利用を促進するため、基本理念、市の責務、市民及び事業者の役割について定め、市民及び事業者の理解と関心を喚起し、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に暮らすことができる社会を実現することを目的としています。

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例　解説

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　手話言語　ろう者が生活の中で育み、受け継いできた言語であって、手指、身体の動き及び表情を用いて視覚的表現される独自の語彙及び文法体系を有するものをいう。

⑵　ろう者　聴覚に障がいがあり、手話言語を用いて生活し、文化及び社会を形成してきた者をいう。

⑶　コミュニケーション手段　手話言語、触手話、要約筆記、筆談、文字の表示、点字、音訳、平易な表現、絵図の提示、情報通信機器その他障がいの特性に応じて使用する意思疎通のための手段をいう。

⑷　障がいのある方　身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある方であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある方にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にある方をいう。

⑸　事業者　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第２条第７号に規定する事業者をいう。

⑹　コミュニケーション支援者　手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助者、代筆・代読支援者その他障がいのある方への情報の伝達補助を行う支援者をいう。

【解説】

本条は、条例において使用する主な「用語」について定めています。

第１号では、「手話言語」を定義しています。

第２号では、「ろう者」を定義しています。

第３号では、「コミュニケーション手段」を定義しています。

第４号では、「障がいのある方」を定義します。

この条例の障がいのある方とは、次の２つの要件を満たす方です。

① 身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身機能の障がいのある方

② 障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける方

コミュニケーション手段には、障がいの特性に応じた様々なものがあります。

第５号では、「事業者」を定義しています。

第６号では、「コミュニケーション支援者」を定義しています。

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例　解説

（基本理念）

第３条　手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重するよう、その理解及び関心が深められなければならない。

２　手話言語の普及は、手話言語が独自の体系を有する言語であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継がれてきたものであるという認識の下、将来の世代にわたって継承できるよう行われなければならない。

３　コミュニケーション手段の利用の促進は、障がいのある方が日常生活及び社会生活に必要な情報の取得及び利用のための手段を自ら選択する権利を有するという認識の下に行われなければならない。

【解説】

本条は、条例の基本理念を定めています。

この条例に基づいて行われる「コミュニケーション手段の利用促進」に係る取組は、障がいのある方が日常生活及び社会生活を営む上で、必要な情報の取得と利用のための手段を自分で選択することができる権利を尊重し、全ての市民が、相互に人格と個性を尊重するよう理解を深めることを基本とし、また、「手話の普及」は、手話が独自の文化や歴史を持つ長年にわたり受け継がれてきた音声言語と同様の言語であるとの認識の下、将来の世代に継承できるように行うことを基本の考えとしています。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進のため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

２　前項の施策の推進に当たっては、必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

【解説】

本条は市の責務を定めています。

市は、合理的な配慮を講じながら、「手話言語の普及」と「コミュニケーション手段の利用の促進」のための施策を推進するものとしています。

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例　解説

（市民の役割）

第５条　市民は、基本理念に基づき、手話言語及びコミュニケーション手段の利用について理解及び関心を深め、この条例に基づいて市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は市民が果たす役割を定めています。

「手話言語の普及」と「コミュニケーション手段の利用の促進」については、市が取り組むだけではなく、市民も基本理念に基づいて、その理解と関心を深め、市が推進する施策に協力するよう努めることを役割としています。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念に基づき、手話言語及びコミュニケーション手段の利用について理解及び関心を深め、この条例に基づいて市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

【解説】

本条は事業者の役割を定めています。

市民と同様、事業者も基本理念に基づいて、その理解と関心を深め、市が推進する施策に協力するよう努めることのほか、その事業活動において、障がいのある方が、様々な場面において、コミュニケーション手段を自分で選択することができるような合理的な配慮に努めることを役割としています。

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例　解説

（施策の基本方針）

第７条　手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

⑴　手話言語の習得及び使用の機会を確保すること。

⑵　手話言語及びコミュニケーション手段の利用に対する市民及び事業者の理解及び関心を促進すること。

⑶　手話文化（手話言語及び手話言語による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。）の保存、継承及び発展が図られるようにすること。

⑷　前３号に掲げるもののほか、基本理念を達成するために必要な事項

【解説】

本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関する施策の基本方針を定めています。

第１号は、手話言語の習得・使用の機会確保です。

- **市は、手話を音声言語と同様に言語として認識し、それを使用する必要がある方が習得し、日常生活及び社会生活を営む上で、様々な場面で使用できる環境の整備を推進することとします。**

第２号は、市民及び事業者の理解と関心の促進です。

- **市は、全ての市民が、日常生活及び社会生活を営む上で、様々なコミュニケーション手段を利用する方々がいることについての理解及び関心を深めるための施策を推進することとします。**

第３号は、手話文化の保存・継承・発展に関する取組の推進です。

- **手話が単にコミュニケーション手段の一つではなく、独自の文化や歴史を持つ長年にわたり受け継がれてきた言語であることの認識のもと、市は、その保存・継承・発展のための取組を推進することとします。**

第４号は、その他の施策です。

- **市は前各号に定めたもののほかに、条例の基本理念を達成するために必要な施策を推進することとします。**

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例　解説

（広報及び啓発活動）

第８条　市は、手話言語及びコミュニケーション手段の利用に対する市民及び事業者の理解及び関心を深めるため、学校教育、生涯学習、地域活動その他の機会を通して、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

【解説】

本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関し、広報及び啓発活動を行うことについて定めています。

市は、学校教育、生涯学習、地域活動など様々な機会を通して、手話言語の普及やコミュニケーション手段の利用の促進に関する意義や関連する取組などについて、関係機関・団体等と連携・協力しながら、広報及び啓発活動を行うこととします。

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例　解説

（環境の整備）

第９条　市は、障がいのある方が学校教育、職場、地域等において手話言語及びコミュニケーション手段を適切かつ円滑に使用することができるよう、必要な環境の整備を行うものとする。

【解説】

本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関し、環境を整備することについて定めています。

市は、障がいのある方が、学校教育、職場、地域など様々な場において、手話言語やコミュニケーション手段を適切かつ円滑に使用することができるよう関係機関・団体等と連携・協力しながら、環境整備を行うこととします。

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例　解説

（学ぶ機会の確保）

第10条　市は、障がいのある方、市民及び事業者が手話言語及びコミュニケーション手段を習得することができるよう、手話言語及びコミュニケーション手段の意義について学ぶ機会の確保を行うものとする。

【解説】

本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関し、環境の整備を行うことについて定めています。

習得する適正な機会については、個人のライフステージ（幼児期から高齢期）やそれぞれの生活形態、さらには、情報通信機器の積極的な活用などにより異なるものであることから、習得することができるための環境の整備にあたっては、関係機関・団体等と連携・協力しながら、それぞれのライフステージなどに合わせて適切に行うこととします。

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例　解説

（情報提供及び相談体制の整備）

第11条　市は、障がいのある方が日常生活及び社会生活に必要な情報を円滑に取得することができるよう、障がいの特性に応じた情報提供及び相談体制の整備を行うものとする。

【解説】

本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関し、情報提供及び相談体制の整備を行うことについて定めています。

障がいのある方への適時・適正な合理的な配慮の提供については、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーションの支援が必要であることを認識する必要があります。手話を必要とする聴覚に障がいのある方のほか、人生の途中で障がいを負い、手話ではなく、要約筆記や筆談などを主に使用する中途失聴者や難聴者もおり、また、触手話などを主に使用する聴覚及び視覚の双方に障がいがある盲ろう者など、障がいの特性によって求められる支援は大きく異なります。

このことから、関係機関・団体等と連携・協力しながら、障がいのある方が、あらゆる分野の活動に参加するために必要とする情報を取得し、及び利用できるための相談体制を整備することとします。

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例　解説

（人材の確保及び育成）

第12条　市は、コミュニケーション支援者の研修の機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な措置を講ずることにより、人材の確保及び育成を行うものとする。

【解説】

本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関し、コミュニケーション支援者の人材確保及び育成について定めています。

市は、今後、新たなコミュニケーション支援者の確保や支援者全体のスキルアップなどを目的とした様々な研修等の機会を創出するとともに、支援者が適切な環境の下で基本方針に基づく施策の推進に従事し協力できるための体制を整備することとします。

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例　解説

（災害時のコミュニケーションの支援）

第13条　市は、災害その他非常の事態の場合において、障がいのある方に対し、その安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう、避難所における適切な情報伝達手段の確保その他の必要な措置を講ずることにより、災害時のコミュニケーションの支援を行うものとする。

【解説】

本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関し、災害時のコミュニケーションの支援について定めています。

障がいのある方への適時・適正な合理的な配慮の提供については、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーションの支援が必要であることを認識する必要があります。手話を必要とする聴覚に障がいのある方のほか、人生の途中で障がいを負い、手話ではなく、要約筆記や筆談などを主に使用する中途失聴者や難聴者もおり、また、触手話などを主に使用する聴覚及び視覚の双方に障がいがある盲ろう者など、障がいの特性によって求められる支援は大きく異なります。

災害その他の非常事態の場合における情報伝達は一刻を争うケースも多く想定されることから、障がいのある方が、避難所等において、迅速かつ的確に必要とする情報を取得できるよう、関係機関・団体等と連携・協力しながら、支援のための措置を講じることとします。

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例　解説

（意見の反映）

第14条　市は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため必要があると認めるときは、障がいのある方その他の関係者の意見を施策に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関し、障がいのある方その他の関係者の意見を施策に反映することについて定めています。

本条例の目的を達成するための施策の推進にあたっては、障がいのある方をはじめ手話やその他のコミュケーション支援者が所属する関係団体、さらに、様々な専門分野から参画し組織する市地域自立支援協議会の委員からの意見を反映しながら、必要な措置を適時・適切に講じていくこととします。

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例　解説

（財政上の措置）

第15条　市は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関し、基本方針に基づく施策の推進について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることについて定めています。

（委任）

第16条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条は、本条例の施行にあたって必要となる事項の詳細については、別途規定することについて定めています。